

---

広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託

---

## 提案募集要領

令和6年3月

広 陵 町

## 1 募集の趣旨

現在、広陵町立真美ヶ丘中学校(以下「当該校」という。)におけるプール授業に関しましては、年間 10 時間程度の授業時間を確保し、実施していますが、近年の異常気象により、授業時間の確保が課題となっています。また、プール授業時間が 10 時間未満となる場合もあり、短時間での指導を行わざるを得ない状況となり、細やかな指導が難しい状況にあります。

このことから、水泳指導等を業務委託することにより、屋内プール施設及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資すること、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績等を活用することを目的に委託するものです。

令和 7 年度以降の広陵町における小中学校全校の水泳指導の民間委託の検討に向けて、令和 6 年度は当該校において単年度で実施します。

## 2 事業概要

- (1) 事業の名称 広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託(以下「本業務」という。)
- (2) 事業内容 広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託仕様書(別紙1)(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 事業場所 受託者が提供する屋内プール施設(以下「プール施設」という。)
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約  
合格基準点は 140 点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とします。
- (6) 提案限度価格 提案限度価格は 4,266,900 円とします。  
(ただし、水泳指導に係る諸経費の提案限度価格は 3,000,000 円としますが、別紙 1 仕様書に記載している水泳指導の内容を満たすことが出来る場合に限り、水泳指導に係る諸経費の提案限度価格金額を移動に係る諸経費に含むことが出来ます。消費税及び地方消費税を含む。)なお、提案限度価格を超える提案については無効とします。

## 3 事務手続及び事業スケジュール

- (1) 公告日  
令和 6 年 3 月 15 日(金)
- (2) 質疑受付締切  
令和 6 年 3 月 25 日(月)午後 5 時まで
- (3) 質疑回答日  
令和 6 年 3 月 28 日(木)午後 5 時まで予定
- (4) 参加表明書提出期限  
令和 6 年 4 月 5 日(金)午後 5 時まで
- (5) 企画提案書提出期限  
令和 6 年 4 月 12 日(金)午後 5 時まで
- (6) 審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

令和 6 年 4 月 19 日(金)予定(時間については参加表明があった企業順に通知します。)

(予備日 令和 6 年 4 月 22 日(月)予定)

(7) 選定結果通知

令和 6 年 4 月下旬予定

(8) 契約締結日

令和 6 年 5 月予定

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 過去 5 年間で公立小中学校において本業務と同種の受託実績が 1 件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出期限までに 広陵町の令和 5 年度及び令和 6 年度の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 参加表明書(第 1 号様式)提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 参加表明書(第 1 号様式)提出期限の日以降において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) プール施設が当該校から 20 分程度で移動できる範囲に所在すること(車両等での移動を含む。)
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

#### 5 質疑の受付及び回答

提出書類等の質疑については、その旨を記載した質疑書(任意様式)により、電子メールで提出し、送信後に必ず電話にて受信確認を行ってください。また、件名を「広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託に係る質疑」としてください。なお、電話及び口頭による質疑には回答しません。

(1) 提出先

「11 問い合わせ先」のとおり。

(2) 質疑受付

令和 6 年 3 月 25 日(月)午後 5 時まで

(3) 質疑に対する回答

令和 6 年 3 月 28 日(木)午後 5 時頃を目処に広陵町ホームページにて公表します。

#### 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類(別紙「様式一式」参照)

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要な事項を記載の上、提出してください。

ア 参加表明書(第 1 号様式)

イ プロポーザル提案申請書(第 2 号様式)

ウ 誓約書(第 3 号様式)

エ 会社概要書(第 4 号様式)

オ 実績調書(第 5 号様式)

カ 業務執行体制計画表(任意様式)

(ア) 配置予定の総括責任者及び業務責任者等の資格及び経歴等について記載してください。

(イ) 契約後の全体の実施体制、人員体制及び役割分担を記載してください。

キ 業務工程表(任意様式)

(ア) 優先交渉選定後から契約締結までの工程を記載してください。

(イ) 契約締結後から事業終了までの期間を記載してください。

ク 企画提案書(任意様式)

(ア) 企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦向きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上、ページ枚数は 10 ページ以内としてください。図面等の補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横で使用してください。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。

(ウ) 使用言語は日本語としてください。(ただし、専門用語を除きます。)

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をしてください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載としてください。

ケ 見積書(任意様式)

※見積額には消費税額及び地方消費税額を含んでください。

(ア) 仕様書に基づく業務内容による見積書としてください。

(イ) 社会経済動向(労務単価の上昇等)の経費変動リスクについては、見積額に加えないでください。

(ウ) 見積書には、独自提案にかかる経費も含んでください。

## (2) 提出期限等

ア 提出書類配布期間

公告日から令和 6 年 4 月 12 日(金)まで

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手してください。

([http://www.town.koryo.nara.jp/contents\\_detail.php?frmId=6684](http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=6684))

イ 提出期限

6(1) 提出書類のアからオまでの書類については、令和 6 年 4 月 5 日(金)午後 5 時までに提出してください。

それ以外の 6(1) 提出書類のカからケまでの書類については、令和 6 年 4 月 12 日(金)午後 5 時までに提出してください。

ウ 提出部数

正本 1 部、PDF データ

※メールにて受信可能な容量は 10MB まで、10MB を越える提案書については光ディスクにて提出してください。

## エ 提出方法

持参又は郵送にて必ず上記「イ 提出期限」までに提出してください。

※郵送の場合は、「簡易書留」による指定期日必着で「11 問い合わせ先」に郵送してください。

## オ その他

(ア) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しません。

(イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加及び削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。

(ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

- (a) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (b) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (c) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (d) 見積金額が提案限度価格を超えている場合

### (3) 辞退の場合

参加表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届(第6号様式)を提出してください。

## 7 審査方法及び審査基準

提出された提案書等に基づくプレゼンテーションにより審査を行います。

優先交渉権者の選定については、広陵町立真美ヶ丘中学校水泳指導等業務委託選定委員会(以下「委員会」という。)において審査します。審査の結果、合格基準点(140点以上)に達した中で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。

### (1) 審査の日時

令和6年4月19日(金)予定(予備日 令和6年4月22日(月)予定)

#### 審査方法

- (ア) プレゼンテーションへの出席者は、総括責任者を含め3名以内とします。
- (イ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり40分(説明20分、質疑20分)とします。
- (ウ) 大型モニター(ケーブル等含む)及び電源は、広陵町で準備します。その他については必要に応じて各自で準備してください。
- (エ) 欠席した場合は失格とします。ただし、交通機関等の事故などやむを得ない理由が生じた場合は、「11 問い合わせ先」に連絡し、その支持に従ってください。

### (2) 選定結果

委員会終了後、すべての参加者に対して選定結果を通知します。電話等によるお問い合わせには一切応じません。

### (3) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、「別紙2審査項目及び審査基準」とおります。

## 8 契約の締結

審査により交渉権者となった事業者を、優先交渉権者とし契約に向けた交渉を行います。なお、交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事

業者と交渉を行うものとしします。

企画提案書等に記載された項目については、原則として契約の使用に反映するものとしします。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、業務内容について調整することがあります。

## 9 情報公開

提出された書類は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しません。

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募等の本プロポーザルに要する費用は、すべて応募者の負担としします。
- (2) 企画提案書及び意見書については、1者につき1提案に限ります。
- (3) 広陵町の令和5年度及び令和6年度の入札参加資格者を有しない者は、参加表明書提出期限までに、参加資格を得てください。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとしします。
- (6) 参加者(又は参加を予定している者を含む。)又はその関係者は、委員会に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格することがあります。
- (7) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領等の記載内容に同意したものとしします。

## 11 問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地1

広陵町教育委員会事務局教育振興部教育総務課 鈴木、千葉

電話 : 0745-55-1001

FAX : 0745-55-1009

メールアドレス : [kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:kyouikusoumuka@town.nara-koryo.lg.jp)